

令和6年能登半島地震義援金（第2次締切）申受要領

別紙 1

- 1. 義援金募金額** 1口1万円以上でお願いします。
- 2. 募集期間** 令和6年2月28日（水）～4月11日（木）
- 3. 義援金寄贈先** 被災した商工会議所ならびに商工会議所連合会に寄贈いたします。
具体的な配分等は被害状況等を勘案し決定することになります。
- 4. 義援金使途** 寄贈先の被災商工会議所において、①被災事業者の事業再開 ②被災商工会議所の再建 ③観光回復等に係る事業の目的のため活用します。

5. 申し受け要領

(1)義援金をご応諾いただく場合は、別紙「**能登半島地震義援金 振込連絡票**」に必要事項をご記入のうえ、**お振込前、4月10日（水）まで**に、FAXまたはメールにてご連絡ください。（[Google フォーム](#)からもご連絡いただけます。）

(2)ご応諾いただいた義援金につきましては、原則として**4月11日（木）までに下記指定振込先宛へお振込**のほどお願いいたします。

※誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。
なお、埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行の各支店のATMならびに、埼玉りそな銀行所沢支店の窓口でのお振込は、手数料が無料となります。

(3)寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳しくは、顧問税理士等にご確認ください。

①**個人**が義援金を支出する場合の所得税の取扱い
所得控除はありません。

②**法人**が義援金を支出する場合の法人税の取扱い
一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。
損金算入限度額＝

〔期末資本金の額等（資本金の額＋資本準備金の額）×当期の月数/12×2.5/1,000＋所得の金額（法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額）×2.5/100〕×1/4

【計算例】期末資本金の額等1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算、法人の場合
損金算入限度額＝

〔1,000万円×12/12×2.5/1,000＋1,500万円×2.5/100〕×1/4＝10万円

※本義援金ではなく、直接国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能のほか、法人において全額の損金算入が可能です。

(4)領収書は、義援金をお振込いただきます際の控えをもって、代えさせていただきます。
本義援金募集文書一式とお控への保管により損金算入の証憑書類となります。

- 6. 振込先口座** 埼玉りそな銀行 所沢支店 普通預金 5025131
能登地震義援金 所沢商工会議所

<本件担当> 所沢商工会議所 総務課（担当：梶）
TEL：04-2922-2196 FAX：04-2923-6600